

平成25年 第14回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年12月20日(金) 午後1:30~午後1:53

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

5番 佐藤 光男

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 審議案件

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第5号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

日程第5 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

平成 25 年第 14 回総会

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、1番 畠山 賢悦 君 にお願います。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 14 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、2番 小坂 敏 君 並びに 7番 小澤 守昭 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 5号 農地使用貸借合意解約書の受理についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第 3 報告第 5号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。P3～P5 に 3 件の合意解約書の写しを添付してありますが P3 は親子間の貸し借りであり、借人である娘が転出したため解約するものです。</p> <p>P4 と P5 は、借人の労働力低下による耕作面積の縮小により解約するものです。</p>
議 長	次に、日程第 4 報告第 6号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について事務局より報告事項と説明を求めます。
事務局	<p>日程第 4 報告第 6号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について</p> <p>農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知を受理したので報告する。P7 の写しのとおり公益社団法人 あおもり農林業支援センターが介入しての賃貸借契約を解約するものです。</p> <p>P8、P9 には農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の写しを添付しています。</p> <p>なお、解約の理由としては、所有者が第 3 者へ贈与するためとなっております。</p>
議 長	次に日程第 5 議案第 27号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号 31号から 34号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

受付番号31号の農地法第3条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。この件についてですが農地の場所が譲受人の農地と隣接しているため作業効率を考えたの売買となりました。売買後はP13の3条許可申請書の写しのとおり花卉の栽培を予定しております。P13に許可申請書の写し、P14には申請地の位置図、P22に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。 受付番号31号はP22に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号32号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借による利用権移転であり、農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。この農地は耕作できない所有者がニンニク作付けを増やす予定の借受人に貸し付けるものです。借受け後の作付予定の内訳についてはP15に3条許可申請書の写しを添付しております。P16に申請地の位置図、P22には農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。

以上、受付番号32号はP22に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号33号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転の申請です。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。この件は父から相続を受けた譲受人が耕作できないため隣接する畑の所有者に贈与して有効利用してもらうものです。受贈後はP17の3条許可申請書の写しのとおり水稻等を作付する予定です。P18に申請地の位置図、P23に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。

受付番号33号はP23に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号34号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。これは報告第6号で報告したとおり合意解約後の所有権移転で移転後はP19の3条許可申請書の写しのとおり大根等野菜を作付する予定です。

P19に許可申請書の写し、P20に申請地の位置図、P23には農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。以上、受付番号27号はP23に添付の農地法第3条1項

	調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の9番 工藤 昭治 委員から報告を求めます。
工藤委員	<p>議案第27号 受付番号31号から34号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号31号の申請地の地目は畑であり、売買後も野菜の作付けを予定しております。</p> <p>受付番号32号の申請地の地目は畑であります。借り受け後はにんにくの作付けを予定しております。</p> <p>受付番号33号の申請地の地目は田であり、贈与後は水稻の作付けを予定しております。</p> <p>受付番号34号の申請地の地目は田と畑であり、贈与後は大根等の野菜の作付けを予定しております。</p> <p>これらの事や現地の状況等から4件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号の受付番号31号から34号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第27号の受付番号31号から34号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成25年 第14回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者